

## (資料 4)

### 知床国立公園知床半島先端部地区「利用の心得(案)」に関する 一般からの意見等の概要

環境省東北北海道地区自然保護事務所では、平成17年8月15日に知床国立公園知床半島先端部地区「利用の心得(案)」について一般からの意見募集を開始し、別途関係行政機関からも意見があった。その主な意見の概要は以下のとおりである。

なお、さらに具体的な意見の概要は、別紙のとおりである。

1. 意見募集期間 平成17年8月15日～平成17年8月31日
2. 一般からの意見数 24人(団体)
3. 一般からのご意見の概要
  - (1) 「利用の心得(案)」の項目毎の内容について
    - 「1. 基本原則」に関する項目
      - ・(4)情報収集等(情報提供体制・機能に対する懸念・危惧)
      - ・その他文章表現に対する修正・追加等
    - 「2. 共通事項」に関する項目
      - ・(1)安全管理に関する事項(イ. ヒグマ対策: 情報提供や対処方法記述等)
      - ・(2)一般的事項(イ. 野生生物への配慮: 鳥類との離隔距離、餌やり行為、たき火の容認と禁止の両意見、石鹼等の使用禁止、排泄物の処理方法、その他等)
      - ・その他文章表現に対する修正・追加等
    - 「3. 特定利用形態別事項」に関する項目
      - ・(1)海岸トレッキング利用(安全管理、溪流釣り: 禁止やキャッチアンドリリース)
      - ・(2)山岳部利用(溪流釣り: 禁止やキャッチアンドリリース)
      - ・(3)沿岸カヤッキング利用(野生生物への配慮はさらに細かなルールが必要)
      - ・(4)河口部サケ・マス釣り利用(キャッチアンドリリースやキープ数の数量明示)
      - ・(5)動力船による海域利用(動力船による上陸不可の明記、安全管理、野生生物への配慮等)
      - ・その他文章表現に対する修正・追加等
  - (2) 全般に関しての意見
    - ・利用者の立入制限や罰則(許可制・人数制限、罰則規定、有料化の制度の導入)
    - ・意見聴取の方法(募集期間不足、検討・判断情報の不足、調査の実施、利用者・利害関係者等の意見反映による内容等の充実と策定時期)
    - ・対象者(一般利用者以外の事業者にも「心得」の必要性)
    - ・項目等の追加・書き方(禁止すべき行為、法令による処罰等の明示、流水上の体験活動のルール等)
    - ・検討・実施体制(具体的な運用のための体制(人員、設備、協力等)の整備・充実等)
  - (3) その他 調査関係、先端部地区以外の意見等
4. 根室・網走支庁からの意見
  - (1) 意見日 網走支庁9月14日、根室支庁9月15日
  - (2) 意見の概要
    - ・1. 基本原則の情報収集に、心得が関係法令の遵守を前提とした位置付けを明記
    - ・3. (1)海岸トレッキング及び(2)山岳部利用: 溪流釣りは河川内でのサケマス釣り禁止の明示。
    - ・同(3)沿岸カヤッキング～(5)動力船による海域利用: 記述の削除や変更。

## 別 紙

「利用の心得（案）」に関する一般からの意見等の具体的な意見の概要

### 1. 一般からの具体的なご意見の概要

#### (1) 「利用の心得（案）」の項目毎の内容について

##### 「1. 基本原則」に関する意見

- (1) 自然環境への配慮
  - ・表現の整理 [自然環境→生態系を含む、極力→最小限]
- (2) 他の利用者への配慮
  - ・表現の追加 [来たときと同じ状態に]
- (3) 自己責任
  - ・表現の追加 [想定される危険を具体的に明記：エキノコックス等、リスクコントロールの重要性]
- (4) 情報収集等
  - ・ビジターセンター、自然センターにおける情報提供機能に対する危惧（情報内容、人員・体制等）及びガイドとの連携の必要性
  - ・「レクチャー」の対象者が知らない人以外も必ずというものの疑問

##### 「2. 共通事項に関する項目

#### (1) 安全管理に関する事項

- ア. 事前準備
  - ・表現の追加 [健康状態を過信することなく、等]
  - ・海難・遭難事故に関する危機意識の向上
- イ. ヒグマ対策
  - ・①未然防止、②緊急時対応、③事後対応に分けて記述
  - ・出没情報等の提供要望
  - ・その他、対処方法記述等表現の追加・整備等

#### (2) 一般的事項

- ア. 植生等への配慮
  - ・具体的な対応手法や配慮事項の明記
- イ. 野生動物への配慮
  - ・表現の追加・整理 [営巣木、接近距離 300 m、等]
- ウ. 野営
  - ・野営可能地（指定エリア）と禁止地（エリア）の明確化
  - ・野営による悪影響の具体的な記述、及び野営禁止の理由の明示
- エ. たき火
  - ・たき火の持つ文化的側面・評価が無視されている。禁止の理由が不明確。後始末の徹底で問題はない
  - ・「やむを得ず」の記述を削除、全面的に禁止すべき
- キ. ゴミ・排水・排泄物等の処理
  - ・石けんや洗剤の使用全面禁止
  - ・羅臼側海岸における漁業活動（コンブ、ウニ等）への配慮
  - ・携帯トイレ、使用済み紙類の持ち帰りの徹底

- ・ 廃番屋利用によるトイレ整備の提案
- ク. その他
  - ・ 番屋の扱いに関する意見 [番屋漁師の意見聴取の必要性、廃番屋利用の明示等]
  - ・ 埋蔵文化財等に関する表現の整理 [遺物・遺跡、洞窟遺跡 等]

### 「3. 特定利用形態別事項」に関する項目

- (1) 海岸トレッキング利用
  - ・ 安全管理に関するルート説明等の徹底、レスキュー等装備の追加
  - ・ ルート確保ザイルの扱いの検討が必要（現状の設置ザイルの扱い等）
  - ・ 溪流釣りについて、資源保護の観点等から全面禁止にすべき（キャッチ&リリース）
  - ・ 復路の船利用の是認と往路の規制
- (2) 山岳部利用
  - ・ 溪流釣りについて、資源保護の観点等から全面禁止にすべき（キャッチ&リリース）
- (3) 沿岸カヤッキング利用
  - ・ 野生動物への配慮について、調査データや専門家の意見により、具体的な検討とよりきめ細かなルールが必要
- (4) 河口部サケ・マス釣り利用
  - ・ 数量の明記、キャッチ&リリース
- (5) 動力船による海域利用
  - ・ 観光船による岬上陸の容認と受け取られる恐れがある
  - ・ 安全管理に関する、関係法令等に基づく対応の追記
  - ・ 餌やり行為については、独立項目として記述
  - ・ 航路を持つ観光船と、持たない遊漁船との扱いの明確化
  - ・ 騒音以外の油膜による汚染等の扱い

### (2) 全般に関する意見

- (1) 利用者の立ち入り制限・罰則規定等
  - ・ 立ち入り者の許可制・人数制限
  - ・ ガイド（リーダー）の引率の義務化
  - ・ 罰則制度（規定）の制定
  - ・ 有料化
- (2) 意見聴取の方法
  - ・ 期間が短い、判断に要する情報不足
  - ・ 調査不足（海岸トレック）
  - ・ 利用者や地元の意見が反映されていない
  - ・ 検討会議委員の人選に疑問（地元の間人、利害関係者が選定・参画していない）
- (3) 対象者
  - ・ ガイド事業者、漁業者、遊覧船業者を対象とした事項も必要
- (4) 追加項目、書き方
  - ・ 飛行機遊覧の禁止、茶髪の立ち入り禁止
  - ・ 流水上での体験活動に関するルール設定
  - ・ アイヌ民族・先住民族文化への配慮
  - ・ 留意事項と禁止事項の項目別記載、禁止事項の法制化・罰則規定
  - ・ 他法令（自然公園法・鳥獣保護法等）の措置、罰則等の明記
  - ・ 「自然に対する心得（精神・思想）」の追加
  - ・ 「徒歩での出入り原則」の追加
  - ・ 地区名称を「シリエトク」に変更
  - ・ 「〇〇しないこと」の羅列が気になる

(5) 検討・実施体制

- ・「利用者」の視点に立った調査・検討
- ・時間をかけた調査・検討、完成度の高いルールづくり、
- ・環境省の積極的なイニシアチブと、関係機関・者の理解協力体制
- ・現場での監視活動のための人員や施設の配置等
- ・一部の団体の権限強化への危惧

(3) その他意見

- ・鯨類モニタリング調査の必要性和、それに基づく保護・管理計画の検討
- ・国立公園区域の全面禁煙
- ・車の排ガス規制の実施
- ・ガイド業者による「ヒグマ冬眠穴」ツアーの規制

(4) 質問・提案等

- ・「受講証（事前レクチャー）」「計画書提出済証」等の発行等が行われるか。また、現地でそれらの提示を求められるか
- ・各種監視活動手法（船舶、航空機、人工衛星 等）
- ・鯨類や海鳥等の保護は、先端部海域のみの限定では適当でない
- ・岬地区のアイヌ民族の聖地、遺産地域でのアイヌ民族によるエコツーリズムについて、検討し、提案を行う
- ・ガイド業者の蓄積されたデータ等情報の提供が可能である

## 2. 根室・網走支庁からの具体的な意見の概要

### (1) 「利用の心得（案）」の項目毎の内容について

#### 「1. 基本原則」に関する項目

##### (4) 情報収集等

- ・関係法令の遵守を追加

「先端部地区」に適用される関係法令、規則等を十分に理解・学習するとともに立ち入る際にはこれらを遵守すること。

#### 「3. 特定利用形態別事項」に関する項目

##### (1) 海岸トレッキング利用、(2) 山岳部利用

##### イ. 溪流釣り

- ・表現の変更

釣獲数は、自家消費する範囲内とすること。ただし、河川内ではサケ・マスを探捕してはならない。

##### (3) 沿岸カヤッキング利用

##### ア. 安全管理

- ・表現の変更

⑥ 漁船等の航行及び操業を妨害しないよう注意すること。

##### ウ. 漁業との軋轢回避

- ・表現の変更

##### ウ. 漁業との協調

① 漁具等が設置されている場合は、近づいてはならない。

③ (削除)

##### (4) 河口部サケ・マス釣り利用

##### ア. 原則

- ・表現の変更

② 釣りに際しては、関係法令等を遵守するとともに、資源の保護や陸と海の自然生態系に影響を与えないよう配慮し、釣り魚は、一人で持参できる程度とし魚卵のみを目的とする採捕は行わないこと。(釣り魚数の削除等)

④ 河口付近におけるサケ・マス釣り利用は、親魚の遡上確保等資源保護のため、できる限り行わないこと。(自粛すること。)(9月末日までを削除)

##### (5) 動力船による海域利用

##### ウ. 漁業との軋轢回避

- ・表現の変更

##### ウ. 漁業との協調

① 漁具等が設置されている場合は、近づいてはならない。

##### オ. その他

- ・②、③を削除(ライセンス制は18年度変更予定、羅臼側の海区委員会指示は別途明記されているため)